

ととぞ、

〔筆のすさび〕一雷臍を取るといふ事。雷の臍をとるといひて、小兒などを警むるは、雷震のときは、俯伏するものは死せず、仰仆する者は、かならず死するによりてなり、失火の烟たちこめて息をつぎがたき時は、土を舐れといふも、同じをしへなり。

〔甲子夜話 十一〕谷文晁ノ云シト又傳ニ聞ク、雷ノ落タルトキ、其氣ニ犯サレタル者ハ、廢忘シテ遂ニ痴トナリ、醫藥驗ナキモノ多シ、然ニ玉蜀黍ノ實ヲ服スレバ、忽愈、或年高松侯ノ廐ニ震シテ馬ウタレ死ス、中間ハ乃廢忘シテ痴トナル、侯ノ畫工石腸ト云モノハ、文晁ノ門人ナリ、來テコレヲ晁ニ告グ、晁因テ玉蜀黍ヲ細判シテ與ルニ、一服ニシテ立ドコロニ平愈ス、又後晁本郷ニ雷獸ヲ畜モノアリト聞キ、其貌ヲ真寫セントシテ、彼シコニ抵リ就テ寫ス、時ニ畜主ニ問フ、此獸ヲ養フコト何年ゾ、答フ二三年ニ及ブ、又問フ何ヲカ食セシム、答フ好テ蜀黍ヲ喰フト、晁コノ言ヲ不思議トシテ、人ニ傳フ、イカニモ理外ノコトナリ、

霹靂木

〔新撰字鏡 兩〕霹靂、同、理、撒、力、狄、二、反、
雷乃不女留木、

〔日本書紀 二十 二〕二十六年、是年遣河邊臣名闕於安藝國、令造船、至山、覓船材、便得好材、以名將伐、時有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神豈逆皇命耶、多祭幣帛、遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案劔曰、雷神無犯人夫、當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂、不得犯河邊臣、即化少魚、以挾樹枝、即取魚焚之、遂修理其船、

畏雷

〔文德實錄 五〕仁壽三年四月甲戌、大內記從五位下和氣朝臣貞臣卒、略中貞臣爲人聰敏質朴少華、性甚畏雷、

〔承應遺事〕謝上蔡の語に、克己須從性、偏難克處、克將去とあるを稱し給ひ、常に御工夫を用させ給ひけり、御生質光後雷をおそれ給ふに、これも性偏なる處より、かくはあるとて、雷はげしかりけり、